

利用権設定等申出書による農地のあっせん手続きについて

本あっせんは、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農地の所有者から利用権設定等申出書（以下「申出書」という。）を提出いただいた後に、農地情報を農業委員会のホームページへ掲載するほか、農地利用最適化推進委員等が利用関係の調整を行います。

なお、申出書の有効期限は提出日から翌年3月31日までとし、更新や年度途中での取下げも可能です。

1 あっせんの方法等について

本あっせんは、次の方法等で行います。

(1) ホームページへの掲載

農業委員会のホームページには、申出書中、「1 利用権設定等を希望する農用地等の所在及び希望条件等」欄に記入された内容と登記情報等を掲載します。

(2) 利用関係の調整

農地利用最適化推進委員等が利用関係の調整を行うほか、農地中間管理機構への情報提供も行います。

2 契約等の方法について

上記1により、相手方から連絡があった場合は、事務局から所有者へ連絡します。契約等に同意いただいた場合は、次の要件等に応じて手続きを行います。

(1) 相手方が認定農業者または認定新規就農者の場合

相手方が認定農業者または認定新規就農者の場合は、別途ご案内する利用権設定調整会議に出席いただき、農業委員等が同席のもと、所有者と相手方に、契約書（農用地利用集積計画）への押印等を行っていただきます。

上記契約（農用地利用集積計画）は、名取市が公告を行うことで有効となります。なお、売買の場合は、公告後に名取市が所有権移転登記を行います。

(2) 相手方が認定農業者または認定新規就農者ではない場合

相手方が認定農業者等ではない場合は、「農地法第3条の規定による許可申請手続き」が必要となります。この場合は、所有者と相手方の両者での申請手続きとなり、売買の場合はご自身で所有権移転登記を行う必要があるなど、(1)の場合と手続きが異なりますのでご注意ください。

(3) 農地中間管理機構による賃貸借等の場合

農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）から別途案内があります。

3 同意事項

(1) 条件等により、申出書を提出いただいても、相手方が見つからない場合もございますので、ご了承願います。

(2) 農地の買い手または借り手と契約成立または申請が許可されるまでの間は、所有者ご自身が責任をもって農地を管理願います。